

障害者権利条約と改正障害者 雇用促進法・障害者差別解消法

—共生社会の実現をめざして—

◆ 2013年12月4日(水)

● 午前11時10分～午後0時40分

場所／西宮聖和キャンパス
6号館613号教室

● 午後3時10分～午後4時40分

場所／西宮上ヶ原キャンパス
関西学院会館「光の間」

◆ 講師／^し清 ^{みず}水 ^{たて}建 ^お夫 氏

(弁護士、日本弁護士連合会障害者差別禁止法特別部会(労働担当)
働く障がい者の弁護団 代表)

*本講演会では手話通訳・パソコンテイクによる情報保障を予定しています。
また、録音、録画を行い図書館資料として保存しますのでご利用下さい。

■講演内容

2006年12月13日に国連総会で採択された障害者権利条約に日本政府が署名したのは2007年9月28日のことです。批准は他国に遅れをとってきました。批准のための国内法整備として2011年7月障害者基本法が改正され、2013年6月障害者雇用促進法の改正と新たに障害を理由とする差別の解消に関する法律が制定されました。近々条約が批准される予定です。条約は法律の上位の法源として国内法を拘束します。条約の趣旨にそった共生社会の実現が今後の課題です。

■講師紹介

清水建夫氏の原点は富山県神通川流域で起きたイタイイタイ病裁判とキノホルム剤を処方された方が罹患したスモン被害訴訟です。弁護士登録からずっと難病や障がいのある人の問題に取り組んできました。知的障がいの労働者の方が労災で亡くなったことをきっかけに、素早い対応の必要性を感じ、平成8年6月、働く障がい者の弁護団を結成しました。清水氏は障がいのある人の権利を確立し、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会をめざし、弁護士として取り組んでいます。
(銀座通り法律事務所 <http://www.ginzadori-law.jp/>)

総合テーマ：

Culture of Human Rights
—人権文化を育む
(2010～2014年度)

